

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の
受給者証をお持ちの方へ

健康保険証に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証の記載内容に変更があった場合、変更届が必要です。手続きに必要な物をご持参のうえ、保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）まで申請してください。

※手続きを代理でされる場合、代理でされる方の身分証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

子どもはぐくみ医療費助成制度	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	子どもの健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・印かん・子どもと被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)
	扶養者が変わったとき	

※被保険者または扶養者が変更された場合、所得課税証明書が必要となることがあります。

重度心身障害者等医療費助成制度	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印かん・受給者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)
	新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)	

ひとり親家庭等医療費助成制度	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母など)および受給対象者の健康保険証・受給者証・印かん・受給者(父母など)および受給対象者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)

【お問い合わせ・申請先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**徳島ファミリー・サポート・センター
依頼・提供会員出張説明登録会を実施**

徳島ファミリー・サポート・センターでは、地域で子育ての支援をするために、依頼会員(育児の援助を受けたい人)と提供会員(育児の援助を行いたい人)が会員登録をし、地域において育児の相互援助活動(有償)を行っています。会員登録は無料です。登録を希望される方は、保護者の顔写真(3cm×3cmを2枚)と認印をご持参ください。

※10月から開始した「病児・病後児預かりサポート」についてもご相談いただけます。

※すでに会員登録をされている方も、利用については相談がありましたらぜひお越しください。

※提供会員にはどなたでもなれますが、24時間程度の講習会の受講が必要です。

【日程】 3月14日(水)

▼午前の部

【時間】 午前11時～正午

【場所】 こまつしま健祥会 認定こども園

▼午後の部

【時間】 午後1時～午後4時

【場所】 市役所1階玄関 ロビー

【お問い合わせ先】

◎徳島ファミリー・サポート・センター

☎088・611・1551 / FAX 088・611・3323

ホームページ <http://www.fami-sapo.jp>

◎市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ushima.jp